

令和8年度「高知・奥四万十の絶景」プロモーション動画制作事業仕様書

1. 委託事業名

令和8年度「高知・奥四万十の絶景」プロモーション動画制作事業

2. 業務目的

一般社団法人奥四万十高知では、これまで奥四万十温泉郷 PR 動画や、海・川・山をテーマとしたアクティビティ動画を制作し、広域観光エリア「奥四万十」の認知向上及び誘客促進に取り組んできました。本業務では、それらに続く映像コンテンツとして、奥四万十エリアの自然景観、観光スポット、地域の日常風景、四季折々の魅力等を、高品質な映像表現により発信することで、「奥四万十ブランド」のさらなる向上を図ることを目的とします。

特に、本業務では4K・8K等の高画質映像を活用し、SNSやデジタル媒体を中心に、「思わず行きたくなる」「記憶に残る」映像表現を重視し、国内外に向けた観光プロモーションを展開します。

奥四万十エリアには、四国カルストをはじめとする山エリア、新荘川や四万十川上中流域の川エリア、太平洋に面した横浪半島や各港、海岸が属する海エリアがあり、豊かな自然に触れられる場所です。

エリア内には、今まで多く露出してきた観光地のほかにも、多くの魅力ある景色（観光スポット）を有します。「絶景」を映像化し、SNSなどの活用により広くプロモーションを行い、さらなる誘客の促進を図ることを目的とする。

3. 委託業務内容

受託者は、奥四万十エリアの魅力を効果的に発信するため、以下の業務を行うこと。

動画制作（企画・構成、撮影、編集）については、プロポーザルの提案内容をもとに、本法人と協議の上、内容を決定することとする。

（1）企画提案・構成

コンセプト立案

シナリオ構成

撮影計画作成

SNS活用を想定した編集提案

ターゲット設定（国内・インバウンド等）

（2）映像撮影

奥四万十エリア内における観光スポット、自然景観、地域風景等を撮影すること。

また、撮影対象の観光スポットのピックアップは、制作をしながら、奥四万十高知との協議の上で決めていくこと。※下記参照

【想定する主な撮影対象】

四国カルスト・四万十川・久礼・双名島・雪割桜・棚田・沈下橋・海・川・山の自然景観

朝日・夕景・星空・雲海等・地域文化・営み・お祭り

その他、奥四万十らしさを感じられる新たな観光素材

※ 上記は例示であり、受託者からの新たな提案も歓迎する。

(3) 映像編集

以下の用途を想定した編集を行うこと。

- ① メイン動画：1市町40秒程度×5市町

総集編1本以上（3～5分程度、YouTube・観光PR用）

- ② SNS短編動画：奥四万十全エリア対象、15秒・30秒・60秒の動画を各1本
（Instagramリール、TikTok、YouTubeショート等での活用に適した仕様とする）

- ③ インバウンド向け編集：SNSでの拡散を狙っていることから、インバウンドの興味を引く仕様の提案を行うこと。

- ④ 映像には、必要に応じて、字幕スーパーやBGMを入れること。

- ⑤ 英語字幕スーパーを入れたバージョンを制作すること。

- ⑥ YouTubeやイベント等で使用する際でも支障がない内容であること。

- ⑦ 撮影にあたり、法令等に基づく撮影許可申請や映像に登場する法人・個人等についての撮影許諾等は、受託者の責任で行うこと。

- ⑧ 撮影に関する次の内容は、委託料に含むものとする。

ア.資料、素材の収集

イ.映像権や著作権について必要な手続き

ウ.貴社が手配する出演者、協力者等への交渉・許可。また、その際の出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担。

(4) 映像仕様

4K以上で撮影すること（一部8K撮影も提案可）、ドローン撮影可

色彩・空気感・臨場感を重視した映像表現

SNS視聴を意識した冒頭数秒の訴求力を重視

(5) 成果品

- ① 動画データ（メイン動画：1市町40秒程度×5市町、総集編1本以上）

- ② 動画データ

（SNS用短編動画：奥四万十全エリア対象15秒、30秒及び60秒 各1本）

- ③ 素材データ、サムネイル画像、元映像データ、写真データ（切り出し含む）

- ④ 納品形式：（MP4形式、HDD等による納品）

- ⑤ 納品場所：一般社団法人 奥四万十全高知（高知県高岡郡津野町永野257）

(6) 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(7) 提案に求める視点

本業務では、単なる観光地紹介（PR）動画ではなく、

「奥四万十らしい空気感」

「地域の静けさ・雄大さ」

「何度も見たくなる映像美」

「SNSで共有したくなる映像」

「新たな観光素材の発掘」等を重視する。

また、映像を通じた地域ブランド形成及び観光誘客につながる提案を求める。

4. 見積限度額

2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

5. 著作権等

SNS による二次拡散も可能な内容とする。

この委託業務の成果物に係る著作権は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の定めるところに従い、委託者（一般社団法人奥四万十高知）に帰属するものとする。

受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受託者は次の号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。

- 1) 成果物を利用して委託者の業務を実施すること。
- 2) 目的及び運営、広報等の為に必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 3) 受託者は、委託者に対し、成果物の内容を自由に公表することを許諾する。
- 4) 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使しないものとする。
- 5) 受託者は、あらかじめ委託者の承諾を得なければ、成果物の内容を公表してはならない。
- 6) 受託者は、成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りではない。
- 7) 受託者は、委託者に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものではないことを保証する。
- 8) 委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない時は、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとする。但し、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

6. 費用に係る要件

委託料は、本業務に要する一切の費用を業務完了後に支払うものとする。

7. その他

- ・本事業を実施するにあたり、受託者は委託者と十分調整すること。
- ・本事業を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。
- ・個人情報に関わるデータを取り扱うときは、高知県の「個人情報取扱特記事項」（別紙参照）を遵守すること。